

新潟県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第4号

新潟県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

新潟県農業倉庫業法施行細則（昭和40年新潟県規則第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第46条第1項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、この規則による廃止前の新潟県農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。